

令和8年2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

読谷村長 石嶺 傳實

市町村名 (市町村コード)	読谷村 (47324)
地域名 (地域内農業集落名)	西海岸地区 (宇座集落、渡慶次集落、儀間集落、高志保集落、波平集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、本村の北部に位置し、自然環境と調和した観光リゾート開発を誘致してきた長大な西海岸に隣接する地区であり、本村最大の農用地が整備されている本村の基幹的な農業生産の地域である。一方、他地域と同様に、農業者の高齢化が進みつつあることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みづくりが必要である。このため、分散する担い手の農地の集約化を進めるとともに、農薬のドリフト問題、牧草の種の飛散問題等を解決するため、耕種別のエリア分けをしていく必要がある。</p> <p>地域内では農地中間管理制度の理解が不十分のため、農地の権利設定がなされず耕作が行われている事例や農地の流動化が図られていない課題もある。(宇座集落)</p> <p>現在設置されているスプリンクラーでは隔々まで水が行き届かない農地もあることから、そのようなほ場は今後の農地利用に支障がでてくる懸念される。(宇座集落)</p> <p>地域内では一部農業外利用などの不適切な農地利用が見られることから、地域の声掛けや農業委員会等の指導も必要。(渡慶次集落)</p> <p>地域内の住宅地に近いほ場では、匂いや水が住宅地までかかること等の問題があり、スプリンクラーが使用しづらい環境にある。その他、地主に貸す意思がなく遊休地化が進んでいる農地があることから、利用希望者が適切に農地を活用できるよう農地の流動化に取り組む必要がある。(高志保集落)</p> <p>小区画のほ場が多く、相続で農家でない地主が農地が荒れないことを目的に、知り合いに無償で農地を貸すことが多いため、このような農地をいかに担い手へ集約化していくかが今後の課題である。(波平集落)</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者:226名(2015農林業センサス) 主な作物:紅いも、さとうきび、牧草、小菊、小麦、人参、じゃがいも、モリンガ、野菜</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

西海岸地区全体の課題として、耕種別のエリア分けを進めるため、キク農家が使用する平張りハウスの更新時期に合わせて、段階的にエリア分けを進めること等を検討していく。

農地中間管理機構の制度理解を深めることで農地の権利設定の促進を図りつつ、周辺にあるリゾートホテルとの連携による新しい販路開拓等を進めることで、魅力ある地域づくりを図り、他地域からも新規就農者が参入しやすい体制整備を進めていく。(宇座集落)

若い新規就農者・担い手を増やしていくため、地域ぐるみで農業を始める際にいろいろな支援があることを広く周知できる体制構築を図る。また、本地域は比較的若い農家等が多い地域であることから、今後は地域を超えて、若い農家・新規就農者のみで将来の農業について意見交換できる場の中心となる地域となることを目指す。(渡慶次集落)

引き続き、優良農地を活かした、さとうきび、ニンジン、じゃがいも、小菊、ゴーヤ、モリンガ、紅イモ等の生産を行うつつ、リゾート地近くには畜舎は設置しないなど観光にも配慮することで、観光と農業の共存する地域を目指す。(儀間集落)

村道渡慶次波平線を境に東側の住宅地に隣接する小規模ほ場については、スプリンクラーの使用を控える家庭菜園エリア、住宅地から離れた区画の大きなほ場及び村道の西側を紅いも、牧草、さとうきび等エリア、海岸線近くを小菊エリアとなるよう耕種別のエリア分けを行い、担い手への集積・集約化を図ることで、担い手農家とアタグワー農家(楽しむ農家・生きがい農家)が共存できる地域となることを目指す。また、農業を行わない地主(土地持ち非農家)の理解醸成を図ること、新たに収益性の高い作物の導入についても検討を行うことで、遊休地化した農地の有効活用を図り、持続的に農地利用が図られる地域となることを目指す。(高志保集落)

農業をやらない地主(土地持ち非農家)への理解醸成により、耕作放棄地・遊休地をなくし担い手へ集積を行う、小字毎の単位で作物のエリアを分けることで、小区画ほ場であっても効率的な農地利用ができる担い手集積エリアと、住宅地に近い端部については、家庭菜園的な利用ができるエリアに設定することで、担い手とアタグワー農家(楽しむ農家、生きがい農家)が共存できる地域となることを目指す。(波平集落)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	212.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	212.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地のうち基盤整備実施地区を中心にその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理を行う区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の制度理解を深め権利設定の促進を図る。その上で、農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を基に、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域は、浜屋地区土地改良総合事業(昭和58年～昭和63年)、宇座地区土地改良総合事業(昭和64年～平成4年)、渡慶次地区土地改良総合事業(昭和57年～平成元年)、西部連道土地改良総合整備事業(昭和55年～昭和64年)、県営波平土地改良総合整備事業(昭和62年～平成6年)、波平かんがい排水事業(平成7年～平成11年)等実施済地区である。また、一部施設の老朽化がみられたことから、団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策により施設の更新等を実施しており今後も随時実施していく予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
宇座地域で営農している者を中心に多様な経営体の確保・育成を図りつつ、地区外からの新規参入者についても積極的に受け入れを進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。(宇座集落) 現時点では、新たに本地域で農業を始めたい者がいることから、この方々や渡慶次、儀間地域で営農している者を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、将来的には地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。 高志保地域、波平地域内で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、将来的には地域外(主に西海岸地区内の周辺集落)からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。(高志保集落、波平集落)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の基幹作物であるさとうきびについては、ハーベスタによる収穫作業の委託を実施している。今後は、紅いもについても収穫機械の導入等を図り、収穫作業等の委託を行っていく予定。それ以外の農作業の委託については今後検討していく予定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・村内の土壌は保肥力の乏しい土壌であるが、村内には堆肥化施設がなく、耕種農家も積極的に堆肥を活用する環境にないことから、村内で未利用資源となっている家畜排せつ物を堆肥化し有効活用するため、堆肥盤の設置を目指す。
・地域内にある観葉団地ハウスについて、底地とハウス、利用者の権利関係が複雑になっていることから、今後の有効利用に向けて支障がないよう適切な権利設定に向けた調整を進めていく。(渡慶次集落)

西海岸地区 約212.9ha(2,129,131.7m²)

